# 変更理由書

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 県単林道改良事業　鍋割相吉線法面改良工事 |

| | |
|---|---|
| 変更回数 | 1回目 |
| 変更理由 | 当初予定していた建設発生土の搬出先が受入れ可能数量に達し、搬入不可となったため、残土処分地について請負者と協議を行った結果、処分地を特定事業所の有限会社須田工業に変更となったため、運搬距離を減工するものです。 |